

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書

現在、当広域連合は道内各市町村とともに、後期高齢者医療制度の施行に向けた準備事務に取り組んでいるところであるが、様々な国民負担が増える社会情勢下、被保険者に対する負担軽減を行おうにも、広域連合に独自の財源はなく、構成市町村においても制度の創設や運営に伴う財政負担の増大が強く懸念されている。

特に北海道の後期高齢者は、全国平均よりも所得水準が低く、逆に医療費は高い状況にあるため、保険料が高額になる構造となっており、疾病の早期発見により医療費抑制が期待される健康診査事業さえもが保険料に影響する仕組みとなっている。

高齢者が安心して医療を受けることができる社会を実現するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 制度移行により保険料負担が急増する被保険者への激変緩和措置及び適切な低所得者対策を講ずること。
- 2 市町村及び広域連合は、制度の創設に当たり、多額の準備費用負担を強いられており、制度施行後の運営においてもシステム運用経費など財政負担が大きいため、国が一層確実な財源措置を行うこと。特に、制度施行当初は広域連合において多額の資金不足が懸念されるため、速やかに国庫負担金等を交付すること。
- 3 後期高齢者の保健事業は、健康の保持や医療費抑制、介護予防の観点からも重要であることから、実態に即した助成措置を確実に講ずること。
- 4 後期高齢者医療制度について、創設した国の責任において、国民及び医療機関等への十分な周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣